

建築物石綿含有建材調査者の養成はお済みですか？

令和5年10月1日から！！

解体・改修工事の事前調査は『石綿含有建材調査者』が行うことが義務化されました。

石綿調査とは？

事業者は、建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（解体等の作業に係る部分に限る。）について、石綿等の使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません（石綿則第3条）。

⊗ 事前調査には資格が必要です

令和5年10月1日着工の工事から、建築物の解体等の作業を行うときは、「建築物石綿含有建材調査者」、又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者による事前調査を行う必要があります。

⊗ 建築物石綿含有建材調査者とは？

建築物石綿含有建材調査者の資格を取得するには、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了する必要があります。

⊗ 事前調査結果の報告も必要です

事前調査結果の報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、パソコン・スマホから24時間報告できます（※）

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の報告をあらかじめ行う必要があります



事前調査は、工事の規模にかかわらずすべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について石綿が含まれているか事前に調査を行う必要があります

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体 改修(※1)	解体部分の床面積の合計が80㎡以上 請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

材料費も含まれた工事全体の請負代金

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

建築物石綿含有建材調査者講習会開催予定

6/17 (月)・6/18 (火)

8/19 (月)・8/20 (火)

3/21～申込受付開始中

5/20～申込受付開始

HPはコチラ

(公社)神奈川労務安全衛生協会トップページ (roaneikyo.or.jp)



お問合せは TEL : 045-662-5965